

(目的)

第一条 この規則は、役員選任規程(会規第八号。以下「規程」という。)第四条の二第五項の規定に基づき、男女共同参画推進特別措置実施のための副会長候補者推薦委員会(以下「委員会」という。)の組織、議事手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦)

第二条 委員会は、男女共同参画の観点から、毎年二人以上の女性の副会長を確保するための特別措置として、代議員会が規程第四条第五項の規定に基づき副会長のうち女性二人の選任を行うに当たり、次に掲げる方法により、委員会が推薦する女性の副会長候補者二人を選出し、代議員会に推薦する。

一 弁護士である会員(以下「会員」という。)並びに弁護士会及び弁護士会連合会に対し、男女共同参画の観点に基づき、副会長候補者にふさわしい女性会員の推薦(以下「第一次推薦」という。)を要請する。この場合において、第一次推薦には、推薦する理由を付すことを要し、会員による第一次推薦については、五十人以上の会員による推薦を要するものとする。

二 第一次推薦のあつた者に関する資料その他審議に必要な資料の収集及び調査のため、会員並びに弁護士会及び弁護士会連合会に対して情報の提供を求める。

三 第一次推薦のあつた者について、委員会に出席を求め、質問する等の適宜の方法により選考のための審議を行い、最も適任と認められる副会長候補者二人を選出する。

四 前号の規定に基づき選出された女性の副会長候補者二人について、候補者名簿を提出する等適宜の方法により、代議員会に対する推薦(以下「第二次推薦」という。)を行う。

2 代議員会が規程第四条第六項の規定に基づき女性の副会長の選任を行うに当たっては、前項の例に従って推薦を行うものとする。

(委員)

第三条 規程第四条の二第三項の規定により選任する委員会の委員は、次に掲げる構成に従うものとする。

一 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会及び大阪弁護士会の推薦による委員 各一人

二 各弁護士会連合会の推薦による委員(前号に掲げる弁護士会に所属する会員を除く。) 各一人

三 男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)の本部長

四 本部の推薦による委員 三人

(委員長及び副委員長)

第四条 委員会に、委員長及び副委員長一人を置く。

2 委員長は本部の本部長の地位に基づき選任された者をもって充て、副委員長は委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の職務を行う。

(幹事)

第五条 委員長は、必要に応じて、次条第二項に定める事務局長を補佐する幹事若干人を委員以外の会員の中から委嘱することができる。

(事務局)

第六条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長一人及び事務局員若干人を置き、それぞれ委員の中から委員長が指名する。

3 事務局長は、委員長の命を受けて委員会の庶務をつかさどる。

(招集、定足数及び議事)

第七条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ議事を開き、議決及び本条第四項の規定による選出をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、第二次推薦を行う副会長候補者の選出は、出席した委員の連記無記名投票により行う。ただし、出席した委員全員の同意があるときは、他の方法をもって選出することができる。

5 委員会の議事は、公開しない。ただし、幹事は、委員会に出席し、委員長の許可を得て発言することができる。

6 委員会の議事については、議事録を作成し、出席した委員長及び委員二人以上が署名押印して本会に保存する。

(秘密の保持)

第八条 委員及び幹事は、委員会の活動により知り得た情報について秘密を保ち、当事者及び関係人の名譽を保持するよう留意しなければならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年十二月二十一日から施行する。
- 2 本会は、平成二十九年十二月八日総会決議による日本弁護士連合会会則第五十六条、第六十一条の四第二項及び第三項、第六十三条第二項から第四項まで、第七十八条の二第五項並びに第七十九条第四項の改正規定（以下「会則改正規定」という。）の施行後五年を経過した場合において、男女の副会長の選任状況、副会長の職務の状況、副会長の職務に関わる環境整備の状況その他会則改正規定及び関連する諸規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じ、所要の見直しを行う。